



福井労働局発表  
平成25年8月19日

担 当	福井労働局労働基準部賃金室
	室長 小山 幹 夫
	賃金指導官 小池 敏 一
	電話 0776-22-2691
	FAX 0776-21-6646

## 福井県最低賃金時間額 701円を答申 —現行690円を11円引上げ—

福井地方最低賃金審議会（会長野村直之<sup>のむらなおゆき</sup>）は、本年7月8日、福井労働局長（谷藤仁<sup>たにふじひとし</sup>）から「福井県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8月19日、福井労働局長に対して答申を行った。

内容は、現行の福井県最低賃金時間額を11円引き上げ、1時間701円に改正するよう答申されたものである。

これを受けて、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の所要手続きに入った。（なお、新しい福井県最低賃金は本年10月中旬から適用される予定である。）

参 考

福井県最低賃金の推移

単位 (円)、 (%)

	20年	21年	22年	23年	24年	25年
時 間 額	670	671	683	684	690	701
引 上 額	11	1	12	1	6	11
引 上 率	1.67	0.15	1.79	0.15	0.88	1.59
中賃目安額	10	—	10	1	4	10

※ 中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。